

●予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種（定期接種）

1. 目的

新型コロナワクチン接種を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の発症および重症化を予防し健康の保持増進に寄与することを目的とする。

※新型コロナワクチン接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものである。

2. 実施主体

亀山市

3. 対象者

亀山市に住所を有し、次の①②いずれかに該当する人（※接種日年齢）

①満65歳以上の人

②満60歳～64歳で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級を持っている人

※対象者②と対象者①②のうち生活保護世帯の人については、予診票と案内文を事前に送付していただきます。接種区分に印をしています。

対象者②の人・・・赤色マーカー

生活保護世帯の人・・・青マーカー

4. 実施期間

令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）

※『接種期間を限定している医療機関があります。接種を希望される場合は接種医にご相談ください。』と広報周知しています。

5. 実施医療機関

三重県内の実施医療機関

6. 委託料・自己負担金（今年度変更あり）

区分	委託料	自己負担金	市へ請求する額
対象者①または②の人	16,104 円	5,000 円	11,104 円
対象者①または②で生活保護世帯の人	16,104 円	無料	16,104 円
予診のみ（期間中、1人につき1回）	1,600 円	無料	1,600 円

※委託料、自己負担金に変更となっておりますので、ご注意ください。

7. 接種回数

一人について、1回

8. 他のワクチンとの接種間隔について

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

9. 予防接種予診票について

医療機関に今回送付する予診票を使用していただきますようお願いします。

なお、予診票が不足する場合は、担当までご連絡ください。

※対象者①または②で、かつ生活保護世帯の人には、事前に個人通知をしています。

※対象者②の人には、事前に個人通知をしています。

※実施期間中に新規に手帳を取得された人には、手帳交付時窓口等で制度の説明を行います。

10. 周知

- ・広報（10月1日号）、ホームページ、ポスター等

11. 接種済証について

予診票に接種済証を印刷してあります。定期接種をされた方には、予診票の接種済証を記入し切り取ってお渡してください。

12. 委託料の請求

- ・提出書類：予防接種報告書・予防接種請求書・予防接種予診票（亀山市の予診票）

※予診票は、報告書の区分ごとにまとめて下さい。

※亀山市以外の生活保護受給者については、医療券のコピーなど生活保護であることがわかる書類のコピーの添付をお願いいたします。

- ・提出期限：各月毎にまとめて翌月の15日まで
- ・提出先：〒519-0164 亀山市羽若町545番地
亀山市総合保健福祉センター あいあい
健康推進課 健康増進グループ

《担 当》

亀山市総合保健福祉センター あいあい
亀山市 健康推進課健康増進グループ
電 話 0595（84）3316